

# ○大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第3条第1項に基づく認定を受けることができる幼稚園及び児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う事業所のうち、国又は地方公共団体以外の者が設置し、及び運営するもの（以下「民間保育所等」という。）の施設整備に係る負担を軽減するため、予算の範囲内において交付する大府市民間保育所等整備費補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類)

第2条 補助金の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法定補助金 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日付こ成事第466号こども家庭庁長官通知別紙。以下「国要綱」という。）に基づき交付するもの
- (2) 市単独補助金 前号に規定するもののほか、市長が必要と認めた場合に交付するもの

(補助対象施設等)

第3条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大府市民間保育所等整備費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに、大府市民間保育所等整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要に応じ、条件を付することができる。

(変更交付申請等)

第6条 前条第1項の通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書の内容に変更があった場合は、速やかに、大府市民間保育所等整備費補助金変更交付申請書（第3号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、大府市民間保育所等整備費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、施設の開設準備が完了したときは、大府市民間保育所等整備費補助金実績報告書（第5号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大府市民間保育所等整備費補助金確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の確定通知書の交付を受けた者は、大府市民間保育所等整備費補助金請求書（第7号様式）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は施設に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以後に申請された補助金の交付について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後に申請された補助金の交付について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に申請された補助金の交付について適用する。

別表（第3条関係）

種類	補助対象施設	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
法定補助金	国要綱4に規定する保育所、認定こども園及び小規模保育事業所	市が認めた者（公立施設を除く。）	国要綱5に規定する新設	国要綱別表1-1に規定する対象経費	<p>国要綱8（1）①、8（2）①又は8（4）①に該当する事業                      (1)と(2)を比較していずれか低い額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>(1) 国要綱別表1-1及び同表2-1、同表2-2、同表2-5又は同表2-8で定める基準により算出した基準額に2分の3（同表2-2又は同表2-5を用いる場合は、2）を乗じて得た額                      (2) 補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較していずれか低い額</p> <p>国要綱8（1）②、8（2）②又は8（4）②に該当する事業                      (1)と(2)を比較していずれか低い額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>(1) 国要綱別表1-1及び同表2-2、同表2-5又は同表2-9で定める基準により算出した基準額に2を乗じて得た額                      (2) 補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較していずれか低い額</p>
市単独補助金		整備に係る市単独補助金を交付する条件を付した市が行う民間保育所等の提案募集に応募し選定された者			上記(1)と(2)を比較していずれか低い額から、法定補助金の額を控除した額（5,000万円を限度とする。）

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

大府市民間保育所等整備費補助金交付申請書

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

大府市民間保育所等整備費補助金の交付を受けたいので、大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱第4条の規定により、必要書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1	交付申請金額	金	円
	内訳	法定補助金	円
		市単独補助金	円

2 添付書類

- (1) 補助金算出調書
- (2) 事業計画調書
- (3) その他参考となる書類

第 号  
年 月 日

大府市民間保育所等整備費補助金交付決定通知書

所在地  
団体名  
代表者氏名 様

大府市長



補助金交付決定金額	金	円
内訳	法定補助金	円
	市単独補助金	円

ただし、 年 月 日付けによる大府市民間保育所等整備費補助金の申請に対して、次の条件を付して補助金を交付する。

1 条件

- (1) 補助事業（本決定通知書の交付を受けた事業をいう。以下同じ。）の内容のうち、整備計画（保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために市が策定する計画をいう。以下同じ。）に記載された建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 整備計画に記載された事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 整備計画に基づく補助事業が計画期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5

年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 本決定は概算額によるものとし、施設整備が確定した時点で再度決定する。

## 2 その他

年 月 日

大府市民間保育所等整備費補助金変更交付申請書

大府市長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱第6条の規定により、補助事業の内容を下記のとおり変更したいので申請します。

記

- |   |                |        |   |
|---|----------------|--------|---|
| 1 | 当初交付申請（決定）金額   | 金      | 円 |
|   | 内訳             | 法定補助金  | 円 |
|   |                | 市単独補助金 | 円 |
| 2 | 変更後交付申請金額      | 金      | 円 |
|   | 内訳             | 法定補助金  | 円 |
|   |                | 市単独補助金 | 円 |
| 3 | 補助事業の変更の内容     |        |   |
|   | 変更前            |        |   |
|   | 変更後            |        |   |
| 4 | 添付書類           |        |   |
|   | (1) 補助金算出調書    |        |   |
|   | (2) 事業計画調書     |        |   |
|   | (3) その他参考となる書類 |        |   |



大府市民間保育所等整備費補助金変更交付決定通知書

所在地  
団体名  
代表者氏名 様

大府市長



補助金交付決定額

(1) 交付決定額	金	円
	内訳 法定補助金	円
	市単独補助金	円
(2) 既交付決定額	金	円
	内訳 法定補助金	円
	市単独補助金	円
(3) 差引増減額	金	円
	内訳 法定補助金	円
	市単独補助金	円

ただし、 年 月 日付けによる大府市民間保育所等整備費補助金の変更交付申請に対して、次の条件を付して補助金を交付する。

1 条件

- (1) 補助事業（本決定通知書の交付を受けた事業をいう。以下同じ。）の内容のうち、整備計画（保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために市が策定する計画をいう。以下同じ。）に記載された建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 整備計画に記載された事業を中止又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 整備計画に基づく補助事業が計画期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適性化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 本決定は概算額によるものとし、施設整備が確定した時点で再度決定する。

## 2 その他

大府市民間保育所等整備費補助金実績報告書

年 月 日	
大府市長 殿	
所在地 団体名 代表者氏名	
年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了しましたので、次のとおり報告します。	
施工場所	
施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
1 事業実績及び効果	
(1) 交付決定金額	金 円
(2) 実績報告額	金 円
2 添付書類	
(1) 補助金精算調書	
(2) 事業実績調書	
(3) その他参考となる書類	

第6号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

大府市民間保育所等整備費補助金確定通知書

所在地  
団体名  
代表者氏名 様

大府市長 印

年 月 日付けで交付の申請があった大府市民間保育所等整備費補助金については、大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり補助金の交付額を確定したので、通知します。

補助金交付額 金 円

年 月 日

大府市民間保育所等整備費補助金請求書

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知を受けた大府市民間保育所等整備費補助金について、大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助金請求金額	金	円
---------	---	---

(振込先)

金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 農協
預金種目	当座 ・ 普通
口座番号	
口座名義	フリガナ